

仮ナンバーの未返納者削減に向けて 新たな取り組みが始まっています

－ 当局のあっせんを踏まえた改善措置状況－

【きっかけとなった行政相談の内容】

- 他県の市が発行した仮ナンバーを付けた車両が、市内の駐車場に長期間駐車されているが、整備不良などによる事故を招かないか不安である。
- 市役所に仮ナンバーの申請をしたところ、返納されてない仮ナンバーがあり在庫がないため貸し出せないと言われ困っている。

近畿運輸局にあっせん（令和5年2月通知）

近畿運輸局は、仮ナンバーの適正管理の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ①市町村への臨時運行許可業務の実態把握調査において、法律違反である仮ナンバーの返納期間内未返納の発生状況及び未返納の期間を正確に把握するとともに、未返納による支障事例及び運輸局・運輸支局等に求める技術的助言の把握に努めること。
- ②市町村に対し、①の調査で把握した支障事例をフィードバックするとともに、①の調査結果を踏まえ、業務指針の充実・更新及びその周知・説明等による効果的な技術的助言等を実施すること。

近畿運輸局のこれまでの改善措置状況

- ①「臨時運行許可業務の実態調査（1回目）」を実施（令和5年4月）
- ②上記①の調査を取りまとめた資料を市町村にフィードバック（令和5年7月）
- ③市町村向けセミナーを実施（令和5年9月）
- ④「自動車臨時運行許可事務の取扱いについて」（業務指針）の改訂及び市町村への送付（令和6年7月）
- ⑤「臨時運行許可業務の実態調査（2回目）」を実施（令和6年11月）
- ⑥上記⑤の調査を取りまとめた資料を市町村にフィードバック（令和7年3月）

近畿運輸局のこれまでの改善措置によって、市町村において、仮ナンバーの未返納者削減に向けて、電話による返納の督促等の新たな取り組みが行われ、違反率（注）は減少傾向

（注）仮ナンバー許可件数に占める返納期間内未返納となった違反件数の割合